

〔覚書〕

日本の戦後史・断想（2）
—— 国家・市場・市民社会 ——

松葉 正文*

目次

はじめに

I. グローバリゼーション

II. 市場経済の諸問題

III. 公共性問題について

IV. 市民社会と国家について

むすびにかえて

はじめに

2004年から05年にかけての冬の数ヶ月を、私はベルリンに滞在して日々をすごした。そこでは、フンボルト大学経済史研究所（所長：Albrecht Ritschl 教授）を拠点に、自由大学歴史学科（ヨーロッパ比較史研究所）、ベルリン社会科学研究所（所長：Jürgen Kocka 教授）なども訪問しながら、多くの研究者と交流する機会をもつことができた。私のこの時期の主たる関心は「市民社会と経済的不平等」の問題にあったが、当然ながら、交流や議論の対象は狭義の市民社会問題に留まらず、グローバリゼーション、市場経済、公共性、国民国家などの領域にも広がっていった。そこでの議論を踏まえ、それ以前からこれらの諸問題について折にふれて書きとめていたことがらを整理し更に加筆修正し、日本の戦後史をあらためて評価す

* 立命館大学産業社会学部教授

るための覚書としてまとめたものが本稿である*。

*参考文献は、各節の末尾ごとに姓のアイウエオ順で記載し、全体に関連する松葉のもののみ論文末に掲載した。本文に組み込んだ注記は、著者の姓と発行年で示した（翻訳文献の発行年は、原著刊行年を付記した場合には、それに拠っている）。

なお、本稿での叙述は、以下の私の既発表諸論文の内容とも深く関連している。あわせて参照していただければ幸いである。松葉（1998）（2003）（2005）。

I. グローバリゼーション

1. 温暖化をはじめとする地球環境問題についての幅広い不安と関心の広がり、地球規模での人口増大、ソ連・東欧社会主義国の崩壊と再市場化および中国その他の残存社会主義国における市場経済化の推進、パソコンやインターネットなどの情報は通信技術の急速な進展、情報革命と密接に関連した金融業の世界的規模での新しい展開、世界的規模で繰り広げられる巨大金融機関や巨大企業間の合併や連携、ますます拡大する労働力の国際的移動（難民や非合法的なものを含めて）、市民社会レベルでの国境を越えた人的交流の増大、これらは、近年の著しい

グローバリゼーションの進展を示す諸特徴の一部である。

2. このグローバリゼーションの進展はまた、国民国家の主権のあり方に重要な変容を迫るものでもある。典型的には、EUにおける単一通貨ユーロの登場や各種地域政策に見られるような、従来の国家主権のリージョナルレベルとローカルレベルへの分化と再編成の動きである。

3. こうしたグローバリゼーションの進展は、私たちに、一方で新しい可能性と希望をもたらすと同時に、他方で生活の不安定化をも招来するものである。

ここで、私は、グローバリゼーションとグローバリズムとを区別して考えたい。前者のグローバリゼーションは人類史における人間間・地域間の歴史的相互関係の緊密化という一般的傾向の一部であり、その進展には抵抗できないしまた抵抗する必要もない。このグローバリゼーションは、それに対して促進的に働きかけても抵抗しても、その過程自体は不可避的にまた不可抗力的に前進するだろう。しかし、グローバリズムには抵抗できるし、また抵抗する必要があるときには抵抗しなければならない。グローバリズムの推進者は、主として市場原理主義者であるが、グローバリゼーションの推進力ももっと多様であり人間とその世界の全ての階層・民族・人種がその推進者である。

4. 前記のことは、次のように換言することもできる。グローバリゼーションとは、世界の国々や地域の政治的・経済的・文化的相互依存関係が緊密化することであり、グローバリズムとは、こうしたグローバリゼーションを自己の

国益と結び付けて意識的に推進しようとする志向、政策、ないしイデオロギーの一形態である。その主要な担い手は、新自由主義者ないし市場原理主義者（その国際政治経済的な中心はアメリカ支配層である）であり、彼らの思想や政策体系こそがグローバリズムの中核的内容をなしている。

5. グローバリズムの担い手やその現われとしては、新自由主義的な経済学説と政策、巨大な金融機関や企業の経営者、多国間投資協定(MAI, Multilateral Agreement on Investment)、情報産業と情報基盤(OS)・ルールの制覇、金融ビジネス界の主導権掌握と国際資金移動への支配的影響力、国際的な会計制度の標準化、アメリカのファストフードや映画文化の画一的普遍化の動き、インターネットにおける英米語の制覇、などが挙げられる。

6. グローバリゼーションの進展は、国民国家や民族のアイデンティティを著しく動揺させるが、他面では人間や民族の差異性よりも共通性を、つまり人間の普遍的価値（基本的人権）をより重視する志向をも育成する。更に言えば、このグローバリゼーションの進展により、これまで大国や中央集権の権力によって抑圧されてきた地域的文化ならびにマイノリティの伝統は、ローカルレベルの分権化とともに、新しい展開をみせる可能性がある。

7. グローバリゼーションの進展と開発途上国との関係は複雑であるが、新興工業国の一部にとっては、それは新しいチャンスともなりうるものである。彼らにとって、情報技術のグローバル化は、特定先進国のみに留まらない、その

自国経済過程への技術的応用とその結果としての生産性向上に役立つかもしれない。

8. 前述2の通り、国民国家主権は今日重要な変容過程の渦中にあるが、その意義が今後一路低下していくと考えるのは早計であろう。国境を越える資本の自由な流れ、とりわけ短期資金の投機的な移動や脱税の動きに対して、また様々な環境問題への必要かつ適切な対応などのために、国家主権の意義と役割はやはり重要である。

9. 労働力と人の国際的移動は、グローバリゼーションの不可欠な構成要素の一つである。しかし、グローバリズムの推奨者が労働力移動の文字通りのグローバリゼーション、資本に対すると同様の無制限のグローバリゼーションを主張あるいは主唱したりすることはない。彼らは資本の無制限・無拘束の世界的移動を唱えるが、労働力のそれについては意識的・無意識的にそれを否定している。グローバリゼーションと国家あるいはグローバリゼーションと国境について、示唆することの大きい問題とその所在であるといえよう。

10. 高福祉のグローバリゼーションということを目にする機会は、ほとんどない。グローバリズムの主唱者が高福祉のグローバリゼーションを唱えることは、事実上ないだろう。このことは、通例グローバリゼーションが市場原理を重視する人々によって高唱される機会が多いことに照応している。しかし、市民社会レベルにおける様々のチャンネルや交流を通じて、北・中欧の高福祉の実態とその情報が国際的に広がっていく可能性も、もちろん小さくない。

11. なお、グローバリゼーションの進展への社会民主主義の今日的対応を典型的に示すものが、T. プレアの「第三の道」といえよう。「第三の道」は、自由・公正・連帯を基本原理とする社会民主主義の現代化された形態であり、民主社会主義と自由主義とを合体させ、社会的公正と効率を両立させようとする試みでもある。それは、市場万能主義的な新自由主義と集権的国家管理を特徴とする古い社会民主主義の双方を拒否する新たな中道左派路線である。それは、基本的価値として、全ての人間の価値の平等、機会均等の確保、権利と責任、コミュニティの発展、を重視する。（プレア [1998] p.7-9.）

更に、「第三の道」は、次のように主張する。
イ) 社会の三つの主要な領域、つまり国家（政府）、市場（経済）、市民社会は、それぞれ社会的な公益と連帯のために、相互に制約され補完しあわなければならない。ロ) 「権利にはつねに責任が伴う」という命題に基づいた新しい社会契約を構築すること。ハ) 経済領域では、広範なサプライ・サイド政策を進展させる必要がある。旧来の福祉国家は社会的投資国家として再構築されねばならない。ニ) 社会的排除に対抗し、機会の平等をできるだけ拡大することをめざす。同時に、結果の不平等の縮小にも努めること。ホ) グローバリゼーションの世界的動向を真摯に受けとめ、その中で国際的連帯原理の具体化に努める。（ギデンス [2000] pp.58-63.）

〈参考文献〉

- 金子勝（1999）『反グローバリズム：市場改革の戦略的思考』岩波書店。
アンソニー・ギデンス（1998）『第三の道：効率と公正の新たな同盟』（佐和隆光訳）日本経済新聞社、1999年10月。〔原書刊行、1998年〕

- （2000）『第三の道とその批判』（今枝・干川 訳）晃洋書房，2003年。〔原書刊行，2000年〕
- 佐久間智子（1998）「MAIの議論から取り残される日本人」『世界』1998年5月。
- ヴァンダナ・シヴァ（2002）「グローバル化とタリバン化：テロリズムの生態学」『世界』2002年1月。
- ヘルムート・シュミット（2000）『グローバリゼーションの時代』大島俊三・城崎照彦訳，集英社。
- マンフレッド・B・ステイーガー（2005）『グローバリゼーション』（櫻井公人，櫻井純理，高橋正晴 訳）岩波書店。
- トニー・ブレア（1998）「第三の道：新しい世紀の新しい政治」『生活経済政策』第26号，1999年3月。〔原書刊行，1998年〕
- T. ブレア／G. シュレーダー（1999）「第三の道／新中道：ヨーロッパ社会民主主義の前進の道」『生活経済政策』第32号，1999年9月。
- マハティール・ビン・モハマド（2001）「国境なき国際社会をどう生きるか：反グローバリゼーションの論理」王新生訳，『世界』2001年9月。
- 望田幸雄・碓井敏正編（2000）『グローバリゼーションと市民社会』文理閣。
- ロリー・M・ワラック（1998）「世界資本主義の新宣言：秘密裏に検討される多国間投資協定」三浦信孝訳，『世界』1998年5月。

II. 市場経済の諸問題

1. 過日，私は，市場経済の二面性と資本主義的市場経済の特質について，その基本的内容に関する自己の見解を明らかにする機会をもった（松葉 [2005]）。

ここでは，そこでは論じなかった問題，また言及することができなかった諸点を中心に，さらにこの問題について検討してみたい。ただし，その前に，そしてそのためにも，上記論文での，市場経済に関する，また市場経済と市民社会との相関関係に係る私の評価の核心部分の

叙述を再録しておきたい。次の通りである。「私は，市場の文明化作用という長所はもちろん，国家に対する市民社会の自立性ないし自律性を担保するためにも，市民社会の概念から経済ないし市場経済を排除するのは適切ではないと考える。但し，それらを積極的に市民社会概念に組み入れるようにとも強く主張しない。資本＝賃労働関係を伴う市場メカニズムの無拘束な展開は，所得分配を不平等化し，社会の共同性と人間相互の連帯関係を絶えず破壊しているからである。あえていえば，国家から自立した経済空間としての市場，また資源の相対的に公正で効率的な配分メカニズムとしての市場経済に対して肯定的な評価を与えるが，不平等な所得分配メカニズムとして，権力要素として，そして投機を招来する資金移動メカニズムとして機能する資本主義的市場経済には反対する，というのが私の立場である。」

2. 市場経済そのものが経済的平等効果ともいふべきものをもっている。分業の発展と競争の存在は，いずれも市場経済に固有の要素である。これらの要素と絡み合いながら行なわれる経済的な新規参入が，経済的平等効果を有することは明らかなように思われる。この点では，独占や行政的規制による新規参入の明示的あるいは黙示的な妨害と阻止がなされないよう，社会的な監視が必要である。（とはいえ，それでもなお，市場メカニズムが労働力商品を捉えた場合の問題は残る。）

3. 経済的不平等が経済成長ないし生産力の増大のために必要かつ有効であることはありうることである。例えば，これまで階級社会が存在せずほとんど全ての成員が平等な未開社会が継

続し続けたと仮定したような場合、生産力、技術力、文化力の到達水準は、今日のそれよりも遥かに低いままに留まったであろう。しかし、この歴史分析からの教訓を、今日の先進諸国の現実分析に無媒介に当てはめることは、おそらく誤ったことであろう。我々はまた、他面で、これまでの階級社会の下で、いかに多くの人間の命と人的資源がむなしく消費されたかにも思いを致すべきである。

今日の先進国社会においても、経済的格差の存在が人々の間の競争を刺激し、社会的な効率と経済成長の増大に寄与する側面がないとはいえないだろう。しかし、今日重要なことは、効率と公正のバランスをより慎重に模索すること、社会福祉制度の充実に引き続き配慮することであろう。

4. 市場と国家（政府）の関係について、我々はふつう両者を区別しその違いに注目することが多い。市場メカニズムと国家の市場に対する規制や行政的介入とを対比して論じるのである。それは、ある意味で正当でもありまたもちろん有意義なことでもある。

しかし、他面では両者の関係は親和的でもありまた相互補完的でもある。例えば、国家による財産権の設定と承認なしに市場経済はそもそも成立しないし機能もしない。また、独占ないし寡占に対する規制を国家が必要かつ十分に行なわない場合にも、市場メカニズムは正常に機能しない。さらに、公正な取引が行なわれるように、国家は制度的条件を整備しなければならない。これは等価交換が行なわれる枠組を国家が準備する必要があるとも言い換えることができる。また、商法や民法・会社法のルールを遵守することなしにも市場経済は動かない。その

点で、バブル経済が崩壊し不良債権問題に対処する中で、借りたものを返さない、貸したものを回収しない、安易に債権放棄を繰り返す、といったことが多々見うけられた。これらは市場経済以前の社会的不正行為といってもよいだろう。こうした市場経済のルールからの逸脱や契約違反については、国家とりわけ司法はもっと厳しく対応し取り締まるべきだと思われる。

5. 前記と関連した内容についての、池尾和人の次の指摘は、至当である。「資本主義社会は、私利の追求こそが公益の増進につながるという誘因両立性を有している。これが、資本主義社会の最大の利点であると言ってもよい。もちろん、こうした誘因両立性が真に実現されるためには、競争的な環境が維持されていて、取引は常に公正なものであることが確保されていなければならない。競争が阻害されていて、独占や寡占が生じているならば、取引側の一方が優越的な地位を乱用して他方を搾取するというようなことが起こり得る。また、取引相手をだまして収奪するような不公正な取引が横行しているようでは、誘因両立性がみだされたいことは言うまでもない。」（池尾 [2003] p.170.）

6. A. スミスの『道徳感情論』における社会的正義についての次の指摘は、今日の日本社会に対してこそ、まさに鋭く妥当する。「正義は、大建築の全体を支持する支柱である。もしそれが除去されるならば、人間社会の偉大で巨大な組織は、一瞬に崩壊して諸原子になるにちがいない。」（スミス [1759] 上, p.224.）日本におけるこれまでの不良債権問題をめぐる政治的経済的対応、より具体的には経営責任者・高級官僚・政治家達の行動は、そしてまたそれらを許

してきた日本社会の現状は、このスミスの指摘に照らして、どのように評価されうるだろうか。

7. 資本主義的市場経済の発展に先立って私欲の道徳化〔私としては、私的欲望の道徳的正当化とも規定したい…松葉〕が社会的に承認される必要があること、当該社会において私欲の実現をめざす「完全」競争が行なわれるためにはあらかじめその競争から排除された下層・周辺層が国内外に必要とされること、なぜなら全ての人々が競争に参加すれば「富の際限のない奪取としての『万人の万人に対する闘争』が起り、淘汰を自滅に変えてしまうであろう」こと（古田 [2003] pp.122-131.）、古田博司によるこれらの指摘は、極めて興味深くかつ有意義である。

古田氏の指摘を次のように言い換えることもできるだろう。市場で自由・平等原理に基づいて自由競争が展開されるためには、あらかじめそこに参加し得ない下層・周辺層を運命づけられた国内外における大衆の存在が必要である。そうでなければ、市場での完全競争は、市場参加者間の効率と社会進歩の増進ではなく、参加者間の際限なき「万人の万人に対する闘争」を通じて、彼ら全員の消耗と自滅を招来させたであろう。この（古田氏の）指摘は、少なくとも歴史分析（ギリシャを含む古代世界、アメリカの建国と発展史、欧米主導による近現代史の展開）としては無条件に正しいと思うし、現状分析としても鋭く本質を突いていると思う。ただし他方で、諸個人間の競争という社会的規範そのものもつ理念的力を絶望視させかねない問題点も孕んでいるように見える。

8. この私的欲望の道徳的正当化についての問題は、市民的公共性、自由・平等原理、自由競争、市場メカニズム、社会的公正の確保、などの諸問題とも関連する重要な問題であり、更に展開されなければならない。

「私欲の道徳化」とはいえ、私欲を満たすための窃盗や殺人が道徳的に是認されることはありえないし、この規定ももともとそこまでのことを意味しているわけではもちろんない。

また、市場経済下での私欲の肯定と道徳化といえども、市場経済の一定のルールの中でのことである。契約の遵守、等価交換の原則、借金の確実な返済、融資の確実な回収、等のルールを守らない市場経済はありえない。

とはいえ、私的欲望の道徳化ということが、近代社会においてはじめて社会の全面において生じることになったのも、事実であろう（ちなみに、日本の高度成長期の歴史的意義のひとつは、この私的欲望の道徳化が社会の全面に波及し、無拘束に展開されるようになったことであろう。中国社会は今まさにこの道に本格的に入り込んだばかりである。）。

私欲の道徳化は、すでに単純商品生産社会で生まれ、そこに胚胎しているが、まだ社会全体への展開はおしとどめられている。私欲は未だその個人的能力の枠組に条件づけられており、社会的爆発にまでは至らない。かろうじて、ふたを当てられ、足かせをはめられている。そこでは、私欲の道徳化は言わばなお潜勢的（potential）なものである。労働力の商品化（＝封建制社会から資本制社会への世界史的移行）こそが、この限界を突破する。他人労働とその成果を新しい社会経済システムが取り込むことを可能にするや否や、この枠付け、ふた、足かせは爆破されとりはらわれる。そして、この潜

勢力の社会における全面的展開，世界中への全面的進出を可能にし現実化する。この「悪魔のひき臼」(K. ポラニー)を推進力とした私欲の道德化を，誰が，どこで，どの程度，どのようにして，規制し馴致するか，またそれはそもそも可能か，ということは歴史的課題である。(われわれが，私益と公益の単純な調和論，つまり各人の私益追求行為の単純な総計が自動的に最大の社会的公益達成にもつながる，という考えに満足できないことは自明である。アダム・スミスも，国防・司法・公共事業の3部門を公的領域に残るものと指摘している。)

9. 現代日本における私欲肯定の無拘束な展開は，財政赤字問題，公的部門における累積債務問題にもよく現れている。国民の私欲を満たすために公的部門が食い物にされ，しかもそれに対する歯止めがかからない。

類似の状況と問題は，大衆民主主義状況下のいずれの先進資本主義諸国においても見出される。しかし，例えばEU・ユーロ諸国では単年度財政赤字GDP比3%以内，累積赤字同60%以内という歯止めが，それなりに機能している。ひとり日本だけが財政規律なき暴走状態に歯止めがかからない。この状況が続けば，日本は公的部門の崩壊という経路を通じて私的計部門が崩壊するに至るであろう。

10. 私欲の道德化の社会的意義については，もちろん一方的にそれを肯定的あるいは否定的と単純に断ずるわけにはいかず，十分に腑分けする必要がある。イ) 国家に対して自立(律)した領域としての市民社会を担う人達の内面を支える最も重要な要素のひとつがこの私欲の道德化であり，この意味での私欲の道德化は正当な

ものとして擁護される必要がある。ロ) しかし，公共圏ないし公共空間の存立根拠を侵食するような私欲の道德化もある。高度成長期以後の日本で限りなく増殖したのがこのような意味での私欲の道德化であった(ここでは，あたかも私欲こそ新しい時代の道德であるかのような観を呈した)。このような私欲の道德化に対しては何らかの対応と対処が必要である。難しいのは，しかし，イとロの間の境界が不明瞭なことである。イとロとを比較すれば，まずイのほうが優越する。しかし，ロに対処しようとして結果的にイを破壊する可能性があり，それは道德的にも政治的にも愚かなことであろう。

11. 資本主義的市場経済の発展および技術革新と生産力の増大により我々の物的生活条件が改善されたことは，論を待たない。しかしながら，他方で，生産技術が発展し，生活が便利になればなるほど，我々の生活が慌しくなり，生活からゆとりが失われていくことも，また事実である。資源・環境問題の現状を含め，市場原理の展開のかなたに単純に希望を託すわけにはいかず，大きな問題が残る。人間とその社会は，経済的な平等と不平等の具体的な状況評価，下層・周辺層の実情評価，先進工業国と開発途上国との経済格差，経済と社会ないし市場と社会の相互関係とりわけそこにおける連帯原理の位置と意義の問題，これらの問題について，その考察と解決の道を模索し続けざるを得ない。

12. (労働)市場における自由競争のみを規範化し，労働世界における連帯原理の作用と有効範囲を忘却することは社会生活にとって破滅的な作用を及ぼすであろう。まじめに働く意思と

能力はあるが労働市場での競争に参加する意欲に乏しい人々はかなり広範に存在する。そういう人達や様々な事情から社会の下層・周辺層に滞留している人々の生存条件に社会と政府が十分配慮する場合にのみ、(労働)市場における自由競争原理は規範化しうるのである。

13. 私はかつて社会的に公正な所得分配のあり方に係って、労働者上層の所得切り下げの可能性について言及したことがある。(松葉 [2003] 下, p.215.) しかし、それが実際に実施されるような場合には、言うまでもなく、経営者層・資本家層・資産家層の所得切り下げ率ないし税率引き上げ率が、労働者層のそれらを上回らなければならない。

14. 人間とその世界における経済の意義の過小評価を伴う考え方や理論は、現実をリアルに把握することに決して成功しないだろう。人が自らの価値観あるいはイデオロギーとして何を大切に、また他者に何を推奨するかはもちろん重要な事柄である。しかし、それは経済的な領域での自己労働とその成果の保持についてのまじめで冷静で真剣な思考と行為によって支えられなければならない、またそれと結びつかなければならない。

以上のような考察は、それを現代市民社会論における経済的なものの位置に対してもおし及ぼすことができる。市民的公共性やアソシエーションの重要性がいかに高くても、それらと市場経済および経済的なものとの結びつきが確保(担保)されなければ、現代市民社会論の理論の有効性は著しく減少するだろう。

市民社会の概念からたとえ市場ないし市場経済を排除しても、市場が提起する問題、市場に

よって提起される問題から市民社会は逃れられない。それらは、市民社会にとって極めて重要なのであり、ときには死活的な重要性(例えば、大量失業の発生など)すらもつのである。

15. 現存社会秩序は究極的には所有関係によって根拠付けられているといてよい。しかし、その所有関係が、そもそも何によって根拠付けられ、正当化されているのか。それを規定したり、特定したりするのは容易なことではない。ただし、自己労働に基づく所有は正当である、ということだけは言えよう(もっとも、それでも労働力商品、資本=賃労働関係を媒介した場合の自己労働とは何であり、どの範囲をさすのか、という問題はやはり残る)。たとえば、我々がスポーツ選手や芸術家の高額年棒や高所得に対して比較的寛容なのは、それが個人の資質や努力(のみ)によって得られるものであることがより明瞭だからであろう。

自己労働に基づかない所有、それはおそらく盗みか暴力あるいは相続による所有であろう。所有は、近代社会では通常、契約によって確定する。契約なしにも事実上の占有はありうるが、この場合は一般に力(個人的力および社会的力)がその占有の背後にある。もっとも、契約に基づく所有の場合も、その有効性は究極的には国家権力という力によって担保されているのであるが。

16. 私的所有権または私有財産権の設定が、近代社会における経済発展の最大の思想的基盤であったこと、少なくともその根本条件の一つであったことは、言うまでもない。

しかし、それは、もしかすると史上最大最強のイデオロギー(虚偽意識としての)なのかも

しれない。地上の全ての人間が私的所有による財産権を主張し追求したと仮定しよう。そこに、理想郷が出現するだろうか。もしかすると、これこそがまさに「万人の万人に対する闘争」(T. ホッブス)の現実態なのかもしれない。

原始的共同所有→無所有→個人的所有→私的所有、の次に何が考えられるだろうか。社会的所有+個人的所有が、マルクスの解答だった。私的所有を含む各所有形態の混合と市民社会、これが今日浮上しつつあるいま一つの新「構想」である。

〈参考文献〉

- 池尾和人（2003）『銀行はなぜ変わらないのか：日本経済の隘路』中央公論新社。
- 内田義彦（1966）『資本論の世界』岩波新書。
- 金子勝（1999）『反経済学：市場主義的リベラリズムの限界』新書館。
- 川崎賢子・中村陽一編（2000）『アンペイド・ワークとは何か』藤原書店。
- アダム・スミス（1759）『道徳感情論』（水田洋訳）上・下、岩波文庫、2003年。[原書刊行：1759年]
- （1776）『諸国民の富』（大内・松川訳）岩波文庫、1972年。[原書刊行：1776年]
- 古田博司（2003）『東アジア・イデオロギーを超えて』新書館。
- カール・ポラニー（1944）『大転換：市場社会の形成と崩壊』東洋経済新報社、1975年。[原書刊行：1944年]
- カール・マルクス（1867/94）『資本論』（マルクス＝エンゲルス全集刊行委員会訳）大月書店、1971年。[原書刊行：1867/94年]

Ⅲ. 公共性問題について

1. 官によって担われる国家的公とは区別される、また逆にそうした国家的公の存立自体を規定する、社会的自立性をもった公概念を私によ

って根拠付けることこそが、日本における公共性の根本問題であろう。以下では、こうした問題意識をもちながら、公共性問題について少しく検討してみたい。

2. 経済学において、「公共財」は、排除不能性と消費の非競合性によって定義される。すなわち、社会資本のように各個人が共同で消費して料金を払わない人を排除できず、またある人の消費により他の人の消費量が減少しない、財とサービスのことを指す。（有斐閣『経済辞典』1986年、p.200.）

また、宮本憲一は、その著『公共政策のすずめ』において、伝統的な権力的公共性から現代的な基本的人権に基づく公共性への転換について指摘しており、その際後者の内容については、自由権と並んで社会権、つまり生命と健康の保持、人格の尊厳に基づく生活権・労働権・アメニティ権・環境権などの重要性が強調されている。（pp.79-84.）

そして、齋藤純一『公共性』は、「公共性」を定義して、「外に向かって開かれた、差異を条件とする言説の空間」としているが（私の要約。特に、pp.5-7参照）、その指摘は適切かつ有益である。また、同書での、親密圏（intimate sphere）と公共圏との関連についての指摘も興味深い（pp.89-100.）。

3. わが国では、公正な公共的意思形成に際して、「公」概念の日本の特質と関連する重大な社会的問題が伏在している。西欧では公概念は私的なものの公開性を伴う集合という意味をもつが、日本では公概念はもっぱら官によって担われ私的なものと対立するものとして使用されることが多い。つまり、わが国では、たとえ公

概念に共同性の意味が付与されている場合でも、その主体はあくまで官＝国家機構の担い手であって、市民社会における私人の集合（体）ではないのである。日本における市民社会の未成熟と国家の優位がこの公概念に端的にそして集約的に示されているといえよう。

4. 公益あるいは公共性の真の内実とはなにか。このことについては、近年市民社会をめぐる議論が世界的に再活性化する中で、あらためて広く注目されまた切実感をもって検討されている。〈市民的公共性〉や〈公共空間における合理的意思形成〉についても、わが国の今日における社会的閉塞状態を打開する契機の一つとして着目され重視されているといえよう。

わたしは、「公」と「私」との関係をも、次のように考える。まず「私」は、それが担う要素が個人に限定される場合、他者の介入を許さないいわゆるプライバシーとなり、またその要素は個人のアイデンティティーの重要な一部ともなる。しかし、「私」は、それが集合して公開性を伴う時には「公」となるのである（さらにその内、その集合が特定関係者の利害の確保のみを目的とする場合は半ば公的な利害代表組織となり、その集合が普遍的な広がりをもった公開性を伴う場合には文字通りの「公」となる）。公と私が対立しているわけではない。なぜなら、公とは、もともと公開性を伴う私の集合だからである。対立しているのは、官と民、あるいは場合によっては官と公である。官は、その本性からして、常に公の形式的担い手として現われる。しかし、その内実が真に公を代表しているかどうかは、常に具体的に検討されるべきである。民が担っている公的内実の方が、官が代表しているそれよりも、より一層真に公的なこと

は十分にありうることである。また、公的要素それ自体は、官にも、また民にも、さらには私にも、含まれうるし宿りうる。

この「公」概念の日本の特質や真の公共性と個人ないし私人との関係については、わが国でも、もっと活発な議論が展開されて然るべきである。少なくとも、公はもっぱら官のみによって担われるという規定の虚偽意識としてのイデオロギー性については、その成立と執拗な持続（特にわが国および東アジアにおける）の理由と根拠の検討とともに、更に踏み込んだ説明およびその打破の努力が必要だろう。

5. 山口定はその編著『新しい公共性』において、公共空間とは区別される、公共性の実体に関する定義を試みている。次の8つが、それである。イ) 社会的有用性もしくは社会的必要性、ロ) 社会的共同性、ハ) 公開性、ニ) 普遍的人権、ホ) 文化横断的価値、ヘ) 集合的アイデンティティーの特定レベル、ト) 新しい公共争点への開かれたスタンス、チ) 手続きにおける民主性。(pp.19-26.) いずれも重要で有益な指摘といえる。

6. 井上達夫がその「他者に開かれた公共性」と題した論稿において、「パブリック・エージェント（公共的主体）であるものは存在しない。あるのはパブリック・アクション（公共行為）か、プライベート・アクション（私事行為）かという区別です」（p.150. 傍点は井上）と述べているが、極めて重要な指摘であると思われる。人間の社会においてア priori に公たりうる人物や機関が存在し得ないことを肝に命ずることは、日本の現実の中ではとりわけ重要である。

7. イギリス, アメリカというアングロ・サクソン諸国が世界史の波頭に立って (その内実の評価にここでは立ち入らない) 三世紀ないし四世紀以上が経過している。その力の源泉のひとつに彼らの社会生活における公開性 (openness) の高さが挙げられる。この公開性の高さこそが, 健全な市民的・社会的公共性の展開を担保する最大の源泉のひとつであろう。

8. 白川静『字統』によれば, 「公」とは儀礼を行なう宮廷の廷前を指すとあり (p.285), 「私」とは私属の耕作者で隷農の身分のものとする (p.365)。日本および東アジアでの公私および公私官民の間の不幸な関係は, 漢字の始原において既に示唆されている。

また, A. ベルク『空間の日本文化』においては, 西欧では「公共」(public) とは「民衆の物」を指すのに対し, 日本では反対に「おおやけ」とは「頭のもの」を指すとある。また, 「おおやけ」の日本語語源は元来「大きな(おお)家(や)の場所(け)」であるとあり [この点で白川説との基本的照応関係を見出しうる], 同様に「わたくし」は, 杭(くし)によって境界づけられた空間, 「主体(わ)」の農地(た)から来ているとある。そして, その後に次のような興味深い叙述が続く。「…即ち普遍の中に包括される中国の皇帝とは逆に, 日本の天皇は普遍を生むという性格をもつのである。これと平行して「公」と「官」(行政)の同化が生じ, そこから, 普遍世界の天頂である上極(天皇は神々に一番近いから)と, 天頂の対極点である下極の間に, 一種の段階が設けられる。個別性は, 民衆にあって最大であり, 上昇するに従って減じ, 天皇において最小限度に達する。したがって, 下に対しては「おおやけ」の性格を持

ち, 上に対しては「わたくし」の色彩を帯びるという二重性が生まれる。行政官庁は「おおやけ」, 民衆は「わたくし」なのである。」(pp.230-232.)

9. 『丸山眞男講義録』第六冊に, 我国における公概念の変遷についての, 次のような有益な指摘がある。「先に「王覇の弁」で, 権力の授権関係に着目して幕府が「覇府」ともよばれたとあったが, 幕府のいま一つの呼称に「公儀」があり, それは「天下為公」に由来する。「公」は元来日本では「キミ」につながり public なものとは結びつかず, 皇室を意味していた。ところが, 幕府が律令体制に対して自己の正統性を意識的・無意識的に求めたとき, 「天下為公」観念を導入して「公儀」概念を使った。ここに「公」は, 「キミ」に代る統治の正統性を表わす意味で使われるようになった。」(pp.223f.) これと同様のまたこれと関連した指摘が, 同第七冊にも見出される。「そうして, 幕末において「公議輿論」思想が抬頭したとき, これまで「公儀」という表現に象徴されていたように, キミ = 公にかわって public の意に近い「公共性」の立場を僭称していた幕府の独裁政策が, 逆に「天下は天下の天下」という表現のもとに, 勃然とした批判にさらされるようになる。」(pp.240f.)

10. 『丸山眞男講義録』第六冊に, 我国の市民社会レベルでの公共性に関する歴史的特質に言及した, 次のような興味深い叙述がある。「芸術・娯楽の領域でも私的・閉鎖的な小天地を人為的に造出して, その中で楽しもうとする(御座敷芸・茶室など)。野外の遊楽でさえ, たとえば花見の場合, 仲間だけで周囲に幔幕をはり

めぐらせる傾向にみられるように、わざわざ公共性や開放性を制限する。美の追求は大空に向けての想像力のはばたき、自由なファンタジーの展開ではなくて、ひたすら内へ閉ざす方向に向かい、しかも挙措・動作すべてにわたって、detailの精緻さと様式の洗練、型の陶冶に一切のエネルギーが傾注される。」(pp.173f.) わが国では私（ないし民）によって直接根拠づけられるパブリックなものが生まれにくくまた育ち難い歴史的土壌があることについての鋭い指摘である。このあとに、我国芸術の歴史的特質についての洞察力に富む指摘が続くが、ここでは割愛する。

11. 社会的なまた公共的な産業基盤、つまり道路・港湾・空港・鉄道・通信施設などのいわゆるインフラストラクチュア (infrastructure) なしに、私的経済活動の順調な発展がありえないことは自明である。また、国民経済の発展段階に応じて、インフラストラクチュアの新たな段階的再整備が必要なことも自明であろう。同様に、私人ないし各個人の生活の改善と発展にとって、公共空間のあり方が極めて重要な意味をもち、また強い規定性を持っていることも自明というべきであろう。従来の日本の社会科学は、この後者の問題について、戦前の滅私奉公イデオロギーに対する正当ではあるがやはり一面的な反発から、その理論的な意義と位置付けにふさわしい取り扱いを怠ってきたといわざるをえない。今後の積極的な理論的展開が望まれる。この点に関連した先駆的な業績として、自己決定と社会的共同性との間の相互補完関係について指摘した、金子勝の多くの著書がある。

12. 〈国家対市民社会〉という図式（〈国家対市

民社会対市場〉の場合も同様）は、市民社会自体が常に社会的であるという先入観を与えやすい。市民社会自体が社会的ではなく非社会的であるかもしれない。おそらく、近現代日本においては、その可能性と危険性は大きい。(松葉 [1998] p.54, 参照)

13. 公共空間と市民社会、この両者はもちろん同一ではない。公共空間は国家・市民社会・市場のいずれの部面にも存在するし、また市民社会の全ての要素が公共空間に属するわけでもない。例えば、経済過程は（概念規定にもよるが）市民社会の一部であるが、経済過程の全ての要素が公共空間に対して開かれているわけではない。また、結社や家族や教会などは、市民社会の最も重要な要素を形成するが、明らかにそれ自体が十全な意味での公共空間であるというわけではない。

14. 三島憲一がその「ドイツにおける公共性の三度の構造転換」と題した論稿において、次のように述べている。「公共の議論によって可能な合理性は、当該の問題の重要なアスペクトを無視することへの合意によって成り立っていないという保証は、私には見つからない。例えば第三世界の飢えと低賃金の無視に成り立っているという側面である。この点は、グローバル・シビル・ソサエティを論じるときに、ことさら重要である。」(p.73.)

この点に関連して、市民社会は歴史的にはもともと市民以外に対しては差別的な社会であったことが想起されるべきであろう。労働者階級の市民化と男女普通選挙権の承認以後の、そして基本的人権を重視する現代の市民社会論は、こうしたかつての市民社会の差別性を自覚しつ

つ展開されてはいるが、それでもやはり三島のこうした指摘には深く留意すべきであろう。

〈参考文献〉

- 井上達夫（2002）「他者に開かれた公共性」『公共哲学 3・日本における公と私』東京大学出版会。
- 金子勝（1997）『市場と制度の政治経済学』東京大学出版会。
- 小坂直人（1999）『第三セクターと公益事業：公益と私益のはざま』日本経済評論社。
- 齋藤純一（2000）『公共性』岩波書店。
- 佐々木毅・金泰昌編（2001-2002）『公共哲学』全10巻，東京大学出版会（その後，第2期分を含め全15巻）。
- 白川静（1994）『字統』普及版，平凡社。
- 進藤栄一編（2003-）『国際公共政策』全20巻，日本経済評論社。
- 瀧川裕英（2001）「公開性としての公共性：情報公開と説明責任の理論的意義」『〈公私〉の再構成』（法哲学年報2000）有斐閣。
- 花田達朗（1999）『メディアと公共圏のポリティクス』東京大学出版会。
- 福沢諭吉（1969）『文明論之概略』岩波文庫。
- オギュスタン・ベルク（1985）『空間の日本文化』宮原信訳，筑摩書房。
- 『丸山眞男講義録』（2000および1998）第六冊および第七冊，東京大学出版会。
- 三島憲一（2002）「ドイツにおける公共性の三度の構造転換」『公共哲学4・欧米における公と私』東京大学出版会。
- 宮本憲一（1998）『公共政策のすすめ：現代的公共性とは何か』有斐閣。
- 山口定他編著（2003）『新しい公共性：そのフロンティア』有斐閣。
- ジョン・ロールズ（1979）『公正としての正義』田中成明編訳，木鐸社。

IV. 市民社会と国家について

1. 現代社会では，国家なき市民社会，より正確には法治国家なき市民社会は，存在しない。

しかし，日本でこのことを問題にする際には，少なくとも次の2点が留意されなければならない。イ）日本における長期に及ぶ国家の市民社会に対する圧倒的優位（強固なお上意識の存在）という歴史的関係性を覆すという課題認識と意気込みが必要である。ロ）日本では国家が法治国家として捉えられた場合でもなお，法的権利や基本的人権が全ての人々の間で平等であることや，法が同時に正義でもありそれは支配者自身をも拘束するということが，自覚的に意識されることは少なかった。

2. 市民社会と国家の関係性は，極めて複雑であり多くの微妙で困難な問題に満ちている。J. コッカが述べているように，市民社会の存立は国家の存立によっても条件付けられており，したがってまた市民社会を概念規定しようとする場合には，それと国家との関係，国家をどのように考えるのかということが定義の中に含まなければならない（コッカ [2000] pp.36-41）。

しかしながら，長期的には国家というものはやはり解消させるべきものではないだろうか。そもそも，国家（機構）というのは市民社会によって扶養されているにもかかわらず，つねに逆に主人のように振る舞う。そして，国家は常に利得者である。例えば，彼らは国債を発行しては利得を得，それが累積して制御不可能となるやインフレでキャンセルしては利得を得る。上記のような国家と市民社会に関するコッカの規定にもかかわらず，われわれは原理的には国家の本質的寄生性を否定できないだろう。

とはいえ，国家や政治的中枢を一挙に廃止することは不可能であり夢物語である。さしあたり重要なことは，国家指導者や高級官僚の人々がコントロールし，彼らに説明責任を全うさせ

るシステムを考案し実現していかなければならない。次のようなことが、考えられる。イ) 政治的公共空間の市民社会への引き寄せ, ロ) 大幅な分権原理の導入, ハ) 政治家, 官僚の説明責任の徹底と解任・補充プロセスのシステム化, ニ) 国家—政治社会—公共空間—市民社会—市場—非営利組織などのカテゴリー間の配置, 配列, 関係性の変更, ホ) 国民的アイデンティティの歴史的再検討, 天皇「制」の相対化, ヘ) 戦争責任, 戦後責任, 個人補償問題の再検討, 豊かな社会の中での社会倫理の再検討。

3. 先進工業諸国の社会ないし社会生活において、労働の相対的重要性は、歴史的傾向的に低下している。このことに関連して、文京洙は、C. オフフェに依拠しながら、現代社会における労働の位置と意義について言及し、「かつて成立したような労働概念の一義性が失われていること（労働の水平的分化）、さらに、労働は労働者自身にとっても社会的アイデンティティや倫理観の源泉としての意味を失い、労働に基づく社会統合が難しくなっていること（労働の主観的中心性の喪失）」（文〔2003〕p.5.）と指摘している。

とはいえ、全社会的労働にしめる必要労働部分の割合がいかに低下するにせよ、人間の労働なしに社会は動かずまた正常に機能しないという意味での労働の絶対的重要性に変化はないしまたありえない。もっとも、私達が「労働の未来」を展望するとき、今日におけるこの必要労働部分の減少がもつ社会的内容と意義の問題は重要である。その中で、例えば、全ての個人に最低限の所得保障を無条件に与えるというベーシック・インカム構想（ないしシビル・インカ

ム構想）などが、ヨーロッパを中心に提起されてきている。私は、こうした構想の内容に俄かには賛同しないが、このような構想を模索する努力に対しては、それを高く評価し深く尊敬する。（ちなみに私は、ベーシック・インカム構想に対しては、A. B. アトキンソンなどが言うように、その実現に際しては、認定された職業訓練や教育を受けていること、子供、高齢者、障害者などをケアしていること、認定されたボランティア活動へ参加していること、などの内のいずれかの条件〔小沢2002, p.126〕を付与することが望ましいと思う。）

4. バブル経済が崩壊してのち既に十数年が経過したが、それでもなお住宅も土地も高い。住宅と宅地は平均年収に比して、商業地価は収益額に比して、なお高価である。都市の住宅は棟上げから数箇月後には完成しているような物件が3千万円あるいは4千万円以上しているし、商業施設にいたってはその大部分が建てる前から壊すときのことを考えているとしか思えないような粗末な建設物に満ちている。

バブルの発生と崩壊から、日本社会は結局何も学ばなかったのだろうか。住宅・土地価格問題だけではない。不要不急の公共事業、やみくもに造られ内容と外観がそぐわない多くの箱物施設、いずれも似通った無個性なテーマ・パーク型開発など、どれも市民生活の日常的・経常的な必要物とは言い難いものに巨額の資金と物資が投入され続けている。

5. 日本の財政の現状、こんなことが続かないものであるということは、おそらく日本の納税者の誰もが知っている。永遠の右肩上がり、そんなものがありえないことを、日本人はバブル

経済の発生と崩壊の過程で知ったはずであった。（バブル経済の崩壊後、日本経済と国民生活が大きな損害を被ったこと、金利収入は大幅に低下し、莫大な金が不良債権処理といういわば後ろ向きの用途に費消され、年金制度や社会保障制度の信認が破壊されたことは周知の通りである。）もしも株価と地価が永遠に上昇し続けられるなら、誰も働く必要がない。なぜなら、皆が電話に向かって売買注文を出すだけで金を儲け、利益を上げ続けられるからである。同様に、もしも日本国家が赤字国債を永遠に発行・累積させ続けられるなら、日本国民は誰も働く必要がない。なぜなら、皆が国家の赤字予算に寄生して暮らすことができ、働く必要がないからである。こんなことは続かない。

6. 国家財政の危機的状況については、国民皆が知っている。しかし、国民の少なからぬ部分は、財政が破綻し高率のインフレが顕在化する以前に不動産を取得し一定の私有財産を確保すればなんとかやっつけていける、と想定しているふしがある。また、別の人々は、このままではやがて生起するハイパー・インフレを、あたかも台風や地震と同様の避けられない自然現象のように受けとめるかもしれない。とはいえ、国民生活の安定と改善のためには、やはりそしてぜひとも行財政改革と財政健全化が必要である。そして、財政健全化のためには、歳出の削減（＝緊縮財政）と歳入の増加（＝増税）の組み合わせが、不可避である。他に魔法のような妙手があるわけではない（巨額の赤字国債という一種の麻薬に手を出し続けたわけだから、そこから脱却するのに痛みを伴わないわけがない。必要なことは、その過程において社会的公正が担保されることである）。社会的正義と知恵を尽

くして、この課題に取り組まなければならない。

7. 過去の歴史上の市民社会には、ギリシャのそれを含め、いつもそこからあらかじめ排除される奴隷や女性などが存在していた。現代の市民社会論は、少なくとも理念的には、そうではなく、またそうであってはならない。自由、平等、競争、連帯、自治、下層・周辺層の社会的政治的包摂などの諸概念の並存は、歴史的挑戦であり、歴史的アポリアである。

そして、グローバリゼーションの時代には、開発途上国の人々が、低賃金を武器に、文字どおり地球的な規模において世界市場での競争に参入してきている。そのことがまた、先進諸国における市民社会形成のあり方に肯定的あるいは否定的な影響を与えずにはおかず、またこのアポリアに更に新たな問題と挑戦を提起するのである。

〈参考文献〉

- マイケル・ウォルツァー編（2001）『グローバルな市民社会に向かって』石田淳他訳、日本経済評論社。
- 小沢修司（2002）『福祉社会と社会保障改革：ベシック・インカム構想の新地平』高菅出版。
- ユルゲン・コッカ（1997）「市民社会の困難な成立：近代ドイツの社会構造史」山井・松葉訳、『思想』岩波書店、1998年9月号。〔原書刊行：1997年〕
- （2000）「歴史的課題および約束としての市民社会」松葉・山井訳、『思想』岩波書店、2003年9月号。〔原書刊行：2000年〕
- 文京洙（2003）「韓国民社会をめぐるいくつかの論点：ハバーマスの公共圏概念を中心に」2003年2月ソウルにおいて開催された日韓国際共同研究会での報告原稿（未刊行）。
- 八木紀一郎他編著（1998）『復権する市民社会論：新

しいソシエタル・パラダイム』日本評論社。

山口定（2004）『市民社会論：歴史的遺産と新展開』有斐閣。

むすびにかえて

一方における国民生活の基本的安定と他方における財政危機の進展、前者の持続が後者の財政支出によって支えられ担保されていることは、今日の時点（2005年）では明らかである。ただし、このことは留意されなければならないが、前者の持続は、国家の財政支出のみによって支えられているわけではない。市民社会レベルでの大企業体制の展開によってもそれは支えられている（松葉 [2003] 下, pp.208f. 参照）。

加えて、国民の所得格差に近年拡大傾向がみられるが、なお所得の絶対額を考慮した場合、格差拡大の程度は——幸いにも——必ずしも激しい社会的経済的危機を発生させるほどではない。（例えば、貧困層に分類される世帯の年間所得額 [中央値の半分以下] は、わが国ではほぼ250万円以下がそれに該当するが、年間所得が250万円に近い場合には、生活は楽ではないが赤貧の中で路頭に迷うというような状況ではない。）

もしも、国家財政が完全に破綻してハイパー・インフレが顕在化した場合、その衝撃は激しく国民生活の著しい動揺と破壊につながるだろう（ただし、その場合でも、インフレの進展による受益者と被害者への社会階層の分化は生じる。典型的なものは、債務者と債権者の区分であるが、それだけではない。外貨預金や外国為替の取引の有無なども重要な意味をもつ）。

国家財政の完全な破綻ではなく、大規模な財政改革が実現し、収支の均衡から累積赤字分の

返済への軌道が定置されるような場合はどうか。その場合でも、歳出の削減と増税によるデフレ効果はある程度大きな衝撃と動揺を国民生活に与えるであろう。そこでは、利益の分配ではなく、損失と負担の分配が問題となる。だからこそ、その過程で社会的公正の理念が担保される必要があり、それはまた現実の政策の中に具体化されなければならない。過日、私は、その問題について基本的な考えを明らかにした。ここでもそれを再録して、本稿のまとめとした。

それは、社会的連帯政策であり、「ロールズ正義論の第2原理 a = 格差 [是正] 原理『最も不利な状況にある人々の利益の最大化』」を応用し、賃金引上げなどは次のように行なうべきである。例えば、平均3%の賃上げが獲得された場合、最も賃金の低い層が5%賃上げし、最も賃金の高い層が1% [場合により0%]、そしてその間の各層が順次5, 4.5, 4, … 1.5, 1%, … というように、その成果を社会的に配分すべきである。逆に賃下げの場合には、当然ながら、高賃金層に厚く、そして低賃金層に薄く、その負担が配分されるべきである。そして、こうした考え方は、単に賃金に関してだけでなく、社会的な成果の配分と損失ないし負担の配分に対して、もちろん一般的に適用されるべきである。更に付言すれば、上記双方の考え方を統合した、次のような政策的対応もありうる。例えば、社会や産業や企業等の各レベルにおいて、それぞれの中央値を境として、給与額下位50%には賃金引上げを、上位50%には賃金引下げを実施する、というように。そしてその際、それぞれの層の内部での賃金引上げと引下げには、上述の成果と損失 [負担] の配分についての考え方を適用するのである。賃金ではなく年

金のような場合、つまり給与額ではなく給付額が問題になる場合でも、同様である。」（松葉[2003] 下, p.215.)

〈参考文献〉

松葉正文（1998）「市民社会と現代日本経済：市民社会と企業社会の間」『立命館産業社会論集』第34巻第1号，1998年6月。

——（2003）「日本の戦後史・断想：『昭和天皇』『敗北を抱きしめて』『歴史としての戦後日本』を讀了して」（上・下）『立命館産業社会論集』第39巻第2号及び第3号，2003年9月・12月。

——（2005）「市民社会と経済的不平等：予備的考察」『現代国家と市民社会：21世紀の公共性を求めて』（山口定，中島茂樹，小関素明各氏との共編著）ミネルヴァ書房，2005年11月，所収。